第十二条の三第六項中「指導を」を「心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導を」に、「次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める者」を「第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者」に改め、同項各号を削り、同条第七項中「前項第一号」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

第十二条の五中「児童相談所の管轄区域」を「当該都道府県内の児童相談所を援助する中央児童相談所の指定」に改める。

第十三条第三項第二号中「以上」の下に「相談援助業務（」を、「業務」の下に「をいう。第七号において同じ。）」を加え、同項第七号中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に改め、同条第六項中「者」の下に「であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したもの」を加える。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第三条　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「相互間」の下に「又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第五条第一項中「病院」の下に「、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター」を、「弁護士」の下に「、警察官、婦人相談員」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4　前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第六条第二項中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。

第十一条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

7　都道府県は、保護者への指導（第二項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第十一条第一項第二号ニの規定による指導をいう。以下この項において同じ。）を効果的に行うため、同法第十三条第五項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせるとともに、第八条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、第九条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第三十三条第一項又は第二項の規定による児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

第十三条第一項中「見込まれる効果」の下に「、当該児童の家庭環境」を加え、同条第四項中「者は」の下に「、正当な理由がなく」を加える。

第十四条第一項中「際して、」の下に「体罰を加えることその他」を加え、「超えて」を「超える行為により」に改める。

第十六条第一項中「第三項まで及び第五項」を「第四項まで及び第六項」に改め、同条第二項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正）

第四条　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第三号中「及び第八条の三」を「、第八条の三及び第九条」に改める。

第九条中「福祉事務所等」を「福祉事務所、児童相談所その他の」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定　公布の日

二　第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定　令和四年四月一日

三　第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定　令和五年四月一日

（児童福祉司に関する経過措置）

第二条　前条第二号に掲げる規定の施行の際現に任用されている児童福祉司は、第二条の規定による改正後の児童福祉法（次条において「新法」という。）第十三条第三項の規定により任用された児童福祉司とみなす。

（指導教育担当児童福祉司に関する経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に実施された第二条の規定による改正前の児童福祉法第十三条第九項（第一条の規定による改正前にあっては、同条の規定による改正前の児童福祉法第十三条第八項）に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（厚生労働大臣が定めるものに限る。）は、同号に掲げる規定の施行後は、新法第十三条第六項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修とみなす。